

公布された条例のあらまし

佐賀県税条例の一部を改正する条例（条例第 36 号）

- 1 県民税の法人税割の税率の特例措置を平成 34 年 3 月 31 日まで延長することとした。（附則第 13 条関係）
- 2 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行することとした。

佐賀県議会議員又は佐賀県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスター等の作成の公営に関する条例の一部を改正する条例（条例第 37 号）

- 1 選挙運動用自動車の使用の公営に係る限度額を引き上げることとした。（第 4 条関係）
- 2 選挙運動用ビラの作成の公営に係る限度額を引き上げることとした。（第 9 条関係）
- 3 選挙運動用ポスターの作成の公営に係る限度額を引き上げることとした。（第 13 条関係）
- 4 この条例は、公布の日から施行し、施行の日以後その期日を告示される選挙から適用することとした。

佐賀県国民健康保険運営協議会条例（条例第 38 号）

- 1 平成 30 年度以降の県の国民健康保険事業の運営に関する事項を審議させるため、佐賀県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置くこととした。（第 1 条関係）
- 2 協議会は、委員 11 人で組織し、その任期は平成 30 年 3 月 31 日までとすることとした。（第 2 条関係）
- 3 協議会に会長を置くこととした。（第 3 条関係）
- 4 協議会の会議の運営方法について定めることとした。（第 4 条関係）
- 5 協議会の庶務は、佐賀県健康福祉部において処理することとした。（第 5 条関係）
- 6 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定めることとした。（第 6 条関係）
- 7 この条例は、公布の日から施行し、平成 30 年 3 月 31 日限り、その効力を失うこととした。

佐賀県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例（条例第 39 号）

- 1 警務部の所掌事務を改めることとした。（第 3 条関係）
- 2 この条例は、平成 28 年 11 月 30 日から施行することとした。